

長野市地域防災計画

【被災地支援対策編】



令和4年度改定
(令和5年2月)

長野市防災会議

< 目 次 >

第1章 被災地支援対策	
第1節 被災地支援体制.....	1
第2節 被災地支援.....	6
第3節 避難者の受入れ.....	7

第1章 被災地支援対策

第1節 被災地支援体制

第1 職員の動員配備

1 初動体制の確立

災害協定締結市にて地震が発生した場合、次の基準による配備態勢をとり、迅速かつ的確な災害応急対策活動の支援を実施できる体制を確立する。

なお、配備は原則として地震情報に基づく自動発令とし、対象となる情報を知ったときは、配備命令の伝達を待たずに配備に付くものとする。

〈配備基準〉

態勢	発令基準 (次の場合ほか、市長が必要と認めたとき)	配備態勢
注意	災害協定締結市町村で震度6弱の地震を観測し発表したとき	被災市町村の情報収集活動ができる体制 登庁範囲 ●危機管理防災課担当職員
警戒	災害協定締結市町村で震度6強以上の地震を観測し発表したとき	被災市町村の情報収集活動、支援準備ができる体制 登庁範囲 ●危機管理防災監、危機管理防災課全職員 必要に応じて危機管理防災監が登庁を依頼する者 ●支援活動を行う所属の職員

2 「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づく先遣隊の派遣

「長野県市町村災害時相互応援協定」により、長野ブロック構成市町村（長野市・須坂市・千曲市・坂城町・小布施町・高山村・信濃町・飯綱町・小川村）にて震度6強以上の地震が観測され、本市に被害がなく、市町村と連絡がとれない場合は、先遣隊を派遣する。本市に被害があった場合は、千曲市、須坂市の順に派遣依頼を行う。

また、松本ブロック構成市町村（松本市・塩尻市・安曇野市・麻績村・生坂村・山形村・朝日村・筑北村）にて震度6強以上の地震が観測され、松本ブロック内の構成市町村の大半が被災しブロック内で先遣隊の派遣ができず、本市に被害がなく、市町村と連絡がとれない場合は先遣隊を派遣する。

危機管理防災監は、配備態勢をとったときは、市長、副市長に報告する。

第2 協定締結市への応援

1 相互応援協定等に基づく迅速な応援

応援活動は、被災市が必要とする応急措置等を、迅速かつ的確に行うことが重要となることから、総務部危機管理防災課は、災害の発生を覚知したときは、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、速やかに情報収集を行うとともに、応援体制を整え、要請を受けた場合は、早急に出動する。

2 要請を待たない自主的出動等

通信の途絶等により要請がない場合でも、災害の規模等から緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められる時は、要請を待たないで自主的に出動等を行うことができる。

《第1章 被災地支援対策》 1 被災地支援体制

3 経費の負担

応援に要した経費は、法令その他に特別の定めがある場合を除き、事前に締結された相互応援協定等に定められた方法により負担する。

第3 災害支援本部の設置

市は、本市以外に大規模な災害が発生したことにより、被災地の支援を行う必要がある場合は、災害支援本部を設置し、市の組織をあげて支援を行う。

また、災害時相互応援協定を締結している、東京都町田市、富山県富山市、新潟県上越市、静岡県静岡市、山梨県甲府市、長野県内市町村、中核市への支援についても同様とする。

1 災害支援本部の設置

災害支援本部の設置は、市長が決定する。本部は市役所に置く。

2 本部の組織

本部の組織は、危機管理防災監を本部長とし、必要な本部職員を市長が指名する。

支援に関する必要事項の決定は市長が行い、調整は災害支援本部が行う。

各部の体制は長野市災害対策本部組織図に準ずる。

3 業務分掌

各部の所掌業務は、「長野市災害支援本部業務分掌」に示すとおりとする。

第4 情報収集及び連絡調整

災害支援本部は、次の情報を収集するとともに、被災地支援に関して被災自治体、関係機関、県との調整を行う。

なお、災害支援本部が設置されるまでの間は危機管理防災班が業務を行う。

- (1) 災害の発生状況
- (2) 被災地の交通状況
- (3) 被災地のニーズ（物資、応援要員）
- (4) 県、関係機関の支援の状況

第5 広報

災害支援本部は、ホームページ、広報紙等に被災地支援に関する情報を掲載する。

第6 本部の廃止

市長は、被災地の支援が必要なくなったとき、若しくは全庁的な支援が必要なくなったと認められるときは、本部を廃止する。

災害支援本部業務分掌

部	班	業務分掌
各部（共通）	各班（共通）	被災地応援職員の派遣に関する事
総務部	災害支援本部班 （危機管理防災課）	災害支援本部の設置及び廃止に関する事 受入れに伴う支援策の企画、立案、及び調整に関する事 庁内支援体制の構築に関する事 支援に関する照会、情報の収集・提供に関する事 避難所の開設に関する事 義援金・支援物資に関する事 支援要請の調整に関する事 庁内関係部局との連絡・調整に関する事 県等関係機関との調整・報告に関する事 報道対応に関する事 被災地の災害情報の収集に関する事 災害支援本部の庶務に関する事 派遣職員の装備等に関する事 その他支援に関する事
	総務班	救援物資の受入れ及び義援金に関する事
	職員班	災害支援本部の職員配置に関する事 派遣職員の編成及び調整に関する事
	情報システム班	部内の応援に関する事
	行政DX推進班	部内の応援に関する事
	職員研修所班	部内の応援に関する事
	公共施設マネジメント推進班	部内の応援に関する事
	管財班	派遣車両の配車及び燃料の確保に関する事 輸送車両の確保に関する事
	選挙管理委員会事務局班	部内の応援に関する事
	監査委員事務局班	部内の応援に関する事
企画政策部	秘書班	被災地への見舞い、視察等に関する事 国、関係機関の情報収集に関する事
	企画班	部内の応援に関する事
	広報広聴班	住民、受入れ被災者等への広報に関する事
	交通政策班	部内の応援に関する事
財政部	財政班	財政措置に関する事
	契約班	部内の応援に関する事
	市民税班	受入れ被災者の税に関する事
	資産税班	被災地応援職員（罹災証明書発行に伴う確認作業）の派遣に関する事
	収納班	部内の応援に関する事
地域・市民生活部	地域活動支援班	支所班の取りまとめに関する事
	支所班	受入れ避難所の設置・運営に関する事 受入れ被災者の各種相談に関する事 救援物資の受入れ及び義援金に関する事
	市民窓口班	受入れ被災者の各種相談に関する事
	人権・男女共同参画班	部内の応援に関する事
保健福祉部	福祉政策班	受入れ被災者の生活支援策に関する事 ボランティアに関する社協、団体等との調整に関する事 民生児童委員との調整に関する事
	生活支援班	部内の応援に関する事

《第1章 被災地支援対策》 1 被災地支援体制

部	班	業務分掌
	高齢者活躍支援班	部内の応援に関する事
	地域包括ケア推進班	部内の応援に関する事
	介護保険班	救援物資の受入れに関する事
	障害福祉班	部内の応援に関する事
	医療連携推進班	部内の応援に関する事
	国民健康保険班	受入れ被災者の健康保険の相談に関する事
長野市 保健所部	総務班	部内の応援に関する事
	健康班	受入れ被災者に対する医療救護・健康相談に関する事 応援派遣（健康相談）に関する事
	食品生活衛生班	避難所における衛生に関する事
	環境衛生試験所班	部内の応援に関する事
こども未来 部	こども政策班	部内の応援に関する事
	子育て家庭福祉班	部内の応援に関する事
	保育・幼稚園班	受入れ被災者の保育及び保育料の減免に関する事
環境部	環境保全温暖化対策班	部内の応援に関する事
	廃棄物対策班	部内の応援に関する事
	生活環境班	避難所におけるし尿等及び、ごみの収集運搬・処理に関する事 受入れ被災者のし尿、ごみ処理手数料の減免に関する事
商工観光部	商工労働班	受入れ被災者に対する労働者雇用、あっせん等の連絡調整に関する事
	観光振興班	観光施設における避難所の確保及び運営に関する事
新産業創造 推進部		災害支援本部の指示による
文化スポー ツ振興部	文化芸術班	避難所の運営に関する事
	スポーツ班	避難所の開設、運営に関する事
農林部	農業政策班	災害支援本部の指示による
	農地整備班	災害支援本部の指示による
	森林いのしか対策班	災害支援本部の指示による
	農業委員会事務局班	災害支援本部の指示による
建設部	監理班	部内の応援に関する事
	道路班	部内の応援に関する事
	河川班	部内の応援に関する事
	維持班	部内の応援に関する事
	住宅班	受入れ被災者の公営住宅の入居及び管理に関する事
	建築班	被災地応援職員（建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士）の派遣に関する事
	建築指導班	被災地応援職員（建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士）の派遣に関する事
都市整備部	都市計画班	部内の応援に関する事
	公園緑地班	部内の応援に関する事
	まちづくり班	建設部の応援に関する事
	市街地整備班	建設部の応援に関する事
会計部	会計班	災害支援本部の指示による
	検査班	災害支援本部の指示による
議会部	総務議事調査班	災害支援本部の指示による
教育部	総務班	避難所の開設、運営の総括に関する事
	家庭・地域学びの班	避難所の運営に関する事
	文化財班	避難所の運営に関する事
学校教育部	学校教育班	受入れ被災者の教育に関する事

部	班	業務分掌
	保健給食班	避難所の運営に関する事
上下水道部	総務班	応援派遣（給水・復旧）の総括に関する事
	営業班	応援派遣（給水）に関する事 受入れ被災者の上下水道料金の減免に関する事
	水道整備班	応援派遣（給水）に関する事
	水道維持班	応援派遣（給水・復旧）に関する事
	浄水班	応援派遣（給水）に関する事
	下水道整備班	応援派遣（給水）に関する事
	下水道施設班	応援派遣（給水）に関する事
消防部	総務班	応援派遣（緊急消防援助隊）に関する事
	予防班	応援派遣（緊急消防援助隊）に関する事
	警防班	応援派遣（緊急消防援助隊）に関する事
	通信指令班	応援派遣（緊急消防援助隊）に関する事
	消防署班	応援派遣（緊急消防援助隊）に関する事

※「応援派遣（ ）に関する事」の（ ）には、関係団体・組織からの依頼に基づき行った東日本大震災の支援を例示した。

第2節 被災地支援

第1 救援物資の確保・搬送

1 救援物資の確保

総務部災害支援本部班・総務班、保健福祉部介護保険班、地域・市民生活部支所班は、次の方法で救援物資を確保する。

- (1) 市の備蓄
- (2) 市内の企業、団体からの寄付
- (3) 個人からの寄付

なお、個人からの救援物資の募集は、期間と品目を定め、場所を指定して受付を行う。

2 救援物資の仕分及び保管

総務部災害支援本部班、保健福祉部介護保険班は、市役所等の公共施設に救援物資の受入れ場所を確保し、庁内各部班の応援により仕分を行う。

3 輸送手段の確保

総務部管財班は、被災地までのトラック等の輸送手段を確保する。

総務部災害支援本部班は、状況に応じて民間の輸送会社の活用も検討する。

第2 義援金の受付

会計部会計班は、義援金の受付口座を開設し、総務部災害支援本部班・総務班、地域・市民生活部支所班は義援金を受け付ける。

また、総務部災害支援本部班はホームページ、広報紙で募集する。

第3 職員の派遣

総務部災害支援本部班及び職員班は、被災地からの要請に基づき、必要な職員の職種及び人数を確保し、被災地に派遣する。派遣が長期にわたる場合は、各部班でローテーションを組み対応する。

1 公務出張による派遣

総務部災害支援本部班・職員班及び総務部管財班は、派遣に必要な、公用車、燃料、旅費、被服、消耗品、現地での宿泊場所を確保する。

2 地方自治法による派遣

総務部職員班は、派遣期間、給与、旅費、勤務関係等の経費負担を定めた協定書の事前調整及び締結を被災市町村と行う。

第3節 避難者の受入れ

災害対策基本法による広域一時滞在の規程に基づき、市は、被災地からの避難者のために、避難所及び住宅等を確保して受け入れを行う。

県においても、県境を越えて避難する者が発生した都道府県と連携し、必要に応じて対応を行う。

第1 避難者の受入れに関する協議

1 避難者受入れ等の決定

総務部災害支援本部班は、県内各市町村から被災者の受入れ協議を受けた場合、次の理由がある場合を除き、被災者を受け入れ、一時滞在用の公共施設等を提供する。

また、他の都道府県の被災者について、県から協議を受けた場合もこれに準じて行う。

- 本市も被災していること。
- 被災者の受入れに必要な施設が確保できないこと。
- 地域の実情により要配慮等特段の配慮が必要な被災者の支援に必要な体制が十分に整備できないこと。
- その他個別の災害における種々の状況を総合的に勘案してやむを得ない状況であると判断されること。

なお、県内各市町村又は県から、広域一時滞在が不要となった旨の通知を受けたときは、当該公共施設等の管理者等に通知する。

2 避難者支援のための総合窓口の設置

総務部災害支援本部班は、避難者の受入れ及び支援のため、関係各部班と連携し、住宅、福祉、就学、就業等に関する受付業務を総合的に行う。

第2 避難施設への入居

避難者受入れのため、次のような施設を確保し、あっせんする。

なお、短期的な受入れのあっせん順序は丸数字のとおりとする。

〈避難者受入れ施設〉

短期的な受入れ (避難所)	①市が開設する短期避難所（保科温泉） ②市が委託する民間宿泊施設（善光寺宿坊） ③民間宿泊施設（低廉価格協力の申出のあった施設） ※（ ）内の施設名は東日本大震災時のもの
中長期的な受入れ (公営住宅等)	○市営住宅 ○県営住宅 ○雇用促進住宅 ○県民間借り上げ住宅 ※避難者の希望により選択する

第3 短期的避難者の受入れ支援

短期的に避難者の受入れを行う場合は、次の支援を行う。詳細は、震災対策編各節に準ずるものとする。

- #### 〈短期的避難者の受入れ支援〉
- 避難者の把握
 - 避難施設の管理
 - 食料の供給

《第1章 被災地支援対策》3 避難者の受入れ

- | | | |
|-----------|--------------|----------|
| ○生活必需品の供給 | ○ボランティア等への対応 | ○広報・報道対応 |
| ○要配慮者の支援 | ○健康管理 | |

なお、県でも、緊急的な一時受入れ、短期的な避難者の受入れについて、被災した都道府県と連携し、必要に応じて次の対応を行う。

〈県が行う緊急的な一時受入れ、短期的な避難者の受入れ支援〉

【緊急的な一時受入れ】

- 県の有する施設を一時的な避難所として、当分の間提供
なお、受入れにあたっては、要配慮者及びその家族を優先

【短期的な避難者の受入れ】

- 被災自治体から避難者受入れの要請があった場合には、緊急的な一時受入れと同様に、県の施設で対応
- 上記による受入れが困難な場合、市町村と協議の上、県内の旅館・ホテル等を県が借り上げて、避難所とする

第4 中・長期的な避難者の受入れ支援

中長期的に避難者の受入れを行う場合は、次の支援を行う。

〈中・長期的避難者の受入れ支援〉

- 公営住宅への入居
- 家具、家電、生活必需品等の救援物資の提供
- 市手数料、使用料の減免
- 就業相談
- 市臨時職員の雇用創出
- 生活資金の相談（生活福祉資金・生活相談・被災地自治体の見舞金等）
- 教育・保育支援（保育所・幼稚園への入所、各学校への転入学）
- 介護・福祉支援
- 健康相談（医療機関の紹介、健康相談）
- 避難元自治体への避難情報の提供

なお、県でも、中期的（6か月から2年程度）な避難者の受入れについて、被災した都道府県と連携し、必要に応じて次の対応を行う。

〈県が行う中期的避難者の受入れ支援〉

- 県営住宅への受入れ
- 市町村営住宅等の受入れ情報について提供
- 民間賃貸住宅を県が借り上げ、2年間を限度に応急仮設住宅として提供
- 長期的に本県に居住する意向のある者については、住宅、仕事等の相談に対応する等、定住支援

第5 避難者の報告

総務部災害支援本部班は、避難者が被災した自治体の支援等を受けられるよう、県及び避難元市町村と避難者名簿等の情報を共有する。

また、避難者に全国避難者情報システムの利用を呼びかける。

第6 避難者の生活支援及び情報提供

総務部災害支援本部班は、県及び被災した市町村等と連携し、市内に避難を希望する避難者に対して、住まい、生活、医療、教育、介護等の多様なニーズを把握し、必要な支援を行う。

また、避難者に関する情報を活用し、避難者へ避難元市町村からの情報を提供するとともに、市及び県からの避難者支援に関する情報を提供する。